

月例研究会（2016年6月22日）

韓国における 労働安全衛生運動と 専門知識の政治

金 直洙

労働安全衛生はもっとも基本的な労働条件として、労働過程または生産方式に係る技術的要素と関連をもつ。しかし、労働安全衛生という領域は、労働関係の視点だけでは十分に説明できない。なぜなら、医学や人間工学などの科学技術的な専門知識によって規定される領域でもあるためである。

一方、労働安全衛生という領域が、一連の政治的な権利や実践との関連をもつ、ひとつの独立的な領域として成立できたのは、独自のアイデンティティを形成しながら成長してきた労働安全衛生運動があったためである。

韓国では、1960～70年代に、産業化に伴う労働災害が急増し、国家の労働力管理としての「事後的」対応が行われ始め、1980年代に入るとは「予防的」対策が導入され始めた。この時期に形成された労働安全衛生制度は形だけのものであり、実質的な内容を備えていない「上から」の対策であった。しかし、1987年の「労働者大闘争」をきっかけに形成された民主労組運動と、1988年以後出現した専門医療従事者主導の初期の労働衛生運動は、「下から」の労働安全衛生権を要求し始めた。

このように労働運動の社会的影響力が強化されるなか、災害当事者が組織化され、声を出し始めた。また、1987年6月市民抗争をきっかけに結成された医療関係者などの多様な専門家集団が連携して「暴露型」労働安全衛生運動を広げ、「知る権利」を拡張した。産業医団体な

どの専門家が主導していた労働安全衛生運動も、全労協（1990年）や民主労総（1995年）の結成など労働組合運動が力をつける過程で、その主導権を労働組合運動に渡すようになった。新しい労働安全衛生運動は「参加する権利」とともに「行動する権利」を要求し始めたのである。医療関係者などの専門団体も、当初は労働組合の能力不足のため労災調査や労災教育を「代行」していたが、連携のなかで労働組合が力をつけ、労働組合の内部で専門集団や活動家が養成されるようになった。

1997年の経済危機以後、労働市場の流動化や組合運動への弾圧が深刻化し、労働安全衛生運動を主導してきた労働組合運動は弱体化した。1990年代末には、労災保険制度の改善闘争をめぐって、運動体の内部分裂を経験した。これは労災認定にかかわる「専門知識の権威」をめぐる問題であり、この議論のなかで現れた筋骨格系問題地域調査団などの地域レベルの試みは、地域との交流や議論をとおして「参加する権利」を拡張した。

地域調査団の活動は、「現場の知識」に注目し、「専門性」を新たに定義しようとする実践であった。労働安全衛生運動は2000年代以降、この「現場」の意味をより拡張し、未組織・非正規職労働者、市民社会に目を向けている。特に最近のサンソン半導体労働者の白血病問題への取り込みなど新しい「労働者健康権運動」は、「権利」だけでなく、労働運動の社会的責任も提起している。

以上、労働安全衛生運動の形成と変容の過程は、医学や人間工学などの専門家集団の知識独占による「技術官僚主義」の問題をめぐる政治過程である。労働安全衛生運動は、専門家と対抗専門家と現場の労働者の間の「専門知識の政治」に積極的に介入することにより、「下から」の労働安全衛生権の拡大を図ることができた。（キム・ジクス 法政大学大原社会問題研究所客員研究員）